

ご来院の皆さまへ（敷地内及び敷地周辺禁煙のお知らせ）

受動喫煙の防止等に関する条例が改正され、7月1日より医療機関や小中高校等の敷地内及び敷地周辺での喫煙が全面的に禁止となります。

当院も条例の対象となることから、7月1日以降は、病院敷地内の喫煙だけでなく敷地周辺の喫煙も固くお断りいたします。

なお、条例改正後は、条例対象施設の敷地内及び敷地周辺における喫煙は条例違反となり、罰則の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

以上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※ 加熱式たばこも条例の対象となります。

※ 条例改正に関するお問い合わせは、姫路市または兵庫県までお問い合わせください。

令和 元年 6月28日

姫路医療センター 院長